

府政防第725号
消防災第235号
平成24年6月27日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号。以下「改正法」という。）の内容については、「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成24年6月27日付 府政防第724号・消防災第234号）により通知したところですが、下記に、改正法の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いします。併せて、必要となる条例の改正又は地域防災計画の見直しなどを速やかに進められるようお願いします。

なお、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）のものです。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 地方防災会議及び災害対策本部の見直し

（1）改正の概要

改正前の災害対策基本法においては、地方防災会議（都道府県防災会議及び市町村防災会議をいう。以下同じ。）の所掌事務としては、地域防災計画

(都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画をいう。以下同じ。) の作成及びその実施の推進等のほか、「災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること」及び「非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること」が所掌事務とされていた。

これに対して、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、地方防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、都道府県又は市町村に設置される災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であると考えられることから、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務について、見直し・明確化を行ったものである。

一方で、地方防災会議については、中央防災会議と異なり「防災に関する重要事項の審議」について所掌事務として規定されていなかったが、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務としてこれを追加し、併せて、多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を地方防災会議の委員に選任できることとしたものである。

(2) 都道府県防災会議の所掌事務（法第14条第2項関係）

① 防災に関する重要事項の審議の追加

現在、都道府県防災会議の所掌事務とされている都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進のみならず、都道府県知事の諮問に応じ、地域ごとの特性に応じた防災に関する取組を幅広く都道府県防災会議において議論することを明確化したものである。

② 緊急措置に関する計画の作成・実施推進の削除

都道府県地域防災計画には関係各機関が実施する災害応急対策が具体的に定められており、災害応急対策の実施は主に各都道府県に設置される都道府県災害対策本部において実施されている。それらを踏まえ、迅速な災害応急対策を行うため、非常災害に際して、都道府県防災会議が別途の計画を作成することとはせず、災害応急対策の実施を都道府県災害対策本部に一元化したものである。（（5）も参照のこと。）

③ その他

災害が発生した際ににおいて、当該災害の規模・被害の態様等に照らして必要があると認められるときは、都道府県災害対策本部に加えて別に都道府県防災会議を開催することを妨げるものではないことに留意されたい。

(3) 都道府県防災会議の委員構成（法第15条第5項関係）

① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。

「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。

- ② なお、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知（平成24年5月8日付府政防第535号・消防防災第181号）しているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。

（4）市町村防災会議の所掌事務及び委員構成（法第16条関係）

都道府県防災会議の改正趣旨を踏まえ、市町村防災会議の設置目的に「市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議する」ことを加えた。そのほか、市町村防災会議の組織及び所掌事務については、都道府県防災会議の例に準じて各市町村の条例で定めることとされており、都道府県防災会議に係る改正の内容（上記（1）～（3）を参照）に準じて、必要な検討を行った上で、できる限り速やかに条例の改正等を行う必要がある。（（7）を参照。）

（5）都道府県災害対策本部（法第23条関係）

- ① 法第23条第4項は、都道府県災害対策本部が行う事務の内容として、「災害に関する情報を収集すること」、「災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること」及び「災害予防及び災害応急対策に関し、・・・連絡調整を図ること」を明示的に規定したものである。これらの事務は、従来から都道府県災害対策本部において行われてきたものと考えられるが、（1）で示した地方防災会議と災害対策本部との所掌の見直し・明確化の観点から、新たに規定したものである。

なお、「災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針」とは、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、災害予防及び災害応急対策としてるべき対策の優先順位、対策をとるべき実施地域及び人的・物的資源の配分などに係る基本的な考え方のこととを意味している。

- ② 法第23条第7項の都道府県災害対策本部長の必要な協力の求めは、これまででは、地域防災計画等に基づいて行われていたものと考えられるが、地方防災会議と災害対策本部との所掌事務の見直しにより、災害発生時における関係機関間の連絡調整の事務が、都道府県災害対策本部の事務として規定されたことに伴い、新たに「資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる」として明文化したものである。協力を求めるができる相手方としては、都道府県の防災会議を構成している各種機関のほかに、多様な主体の防災対策への参画を推進

する観点から、「その他の関係者」を加えている。「その他の関係者」としては、ボランティア団体や各種団体の代表者等を想定している。

(6) 市町村災害対策本部（法第23条の2関係）

市町村災害対策本部については、改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定（改正前の災害対策基本法第23条）で定められていたものを地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し・明確化に関連して、新たに法第23条の2として別個に規定することとしたものである。

改正に関する基本的な考え方は、都道府県災害対策本部に係る改正規定の考え方と同じであるが、広域自治体である都道府県災害対策本部と異なり、災害発生時における関係機関間の連絡調整については、市町村災害対策本部の事務として明記していない。これは、改正前の災害対策基本法においても、市町村防災会議の所掌として連絡調整が明記されていなかったことによるものであるが、市町村災害対策本部においても、市町村が実施すべき災害予防及び応急対策について、関係指定地方行政機関等との連携を密にすることが重要であることは言うまでもない。

このため、市町村災害対策本部の規定に、「必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない」と規定としたものであり、災害応急対策等に当たって国、都道府県、他の市町村を含む関係機関との連携の確保に積極的に努めることが期待される。

(7) 関係する条例の改正等について

都道府県又は市町村においては、今回の法改正を受けて、地方防災会議等に係る条例の見直しについて、必要な検討を行った上でできる限り速やかに条例の改正等を行う必要がある。なお、地方防災会議及び災害対策本部に係る条例準則については、「災害対策基本法の運用上留意すべき事項について」（昭和37年8月6日付自消乙総発第5号）で示していたところであるが、別途、必要な条例改正の参考例について本日付で通知を行うこととしている。

2. 災害発時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化

(1) 地理空間情報の活用（法第51条第2項関係）

災害発時における地理空間情報の活用については、これまでにも、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）に基づく地理空間情報活用推進基本計画等を通じて、官民にわたる取組が進められてきたところである。平成24年3月に閣議決定された新たな基本計画では、東日本大震災においての課題等を踏まえて防災分野における地理空間情報の活用

が位置付けられていることに照らし、災害対策基本法にも、災害応急対策責任者の努力義務規定を設けたものである。

(2) 災害に関する情報の共有（法第51条第3項関係）

法第51条第3項に規定する災害に関する情報の共有の具体的手法としては、事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、法第23条第7項、法第23条の2第7項、法第28条第3項又は法第28条の6の規定に基づき関係機関の長等が情報の提供、意見の表明等を行うこと等が挙げられる。

(3) 市町村が災害の状況等を報告できなくなったときの都道府県による情報収集（法第53条第6項関係）

① 法第53条第6項は、東日本大震災において、市町村の庁舎等が被災し、災害発生当初、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握や同条第1項に定める報告ができない事態が生じたことを踏まえ、市町村の防災に関する事務等を助け、補完する立場にある都道府県が情報の収集に意を用いることを規定したものである。なお、本項の「報告をできなくなったとき」については、当該市町村を管轄する都道府県が個々の災害の状況に照らして判断するものである。

② 同項の「特に意を用いる」とは、このような都道府県の立場で災害に関する情報を可能な限り集めるよう工夫を凝らすことに留意することであり、具体的には市町村からの報告を待つことなく都道府県自らが主体的に情報を収集するために被災地に職員を派遣したり、ヘリコプター等の機材や各種通信手段を効果的に活用したりするなど、あらゆる手段を尽くして情報収集を行うことをいうものである。

3. 地方公共団体間の応援

(1) 他の市町村等に対する応援の要求及び他の都道府県知事等に対する応援の要求における応援対象業務の拡大（法第67条及び第74条関係）

① 改正前の応援の対象業務は、法第50条第1項に規定する災害応急対策のうち、法第62条第1項に規定する消防、水防及び救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に限定されていたところであるが、東日本大震災における地方公共団体間の応援の状況等にかんがみ、応急措置から、災害応急対策全般に拡大するものである。なお、今回拡大される応急措置以外の災害応急対策業務については、応諾義務までは課さないこととしている。

② 法第62条第1項の条文上、応急措置として消防、水防及び救助が例示されている。応急措置とは、法第50条第1項各号に列挙される災害応急

対策に含まれるものであり、災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するための応急的な措置であり、当該措置を適切に講じなければ人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高いものである。

これまでも、応急措置と災害応急対策とを法律で区別し応急措置に対してのみ応諾義務を課してきたところ。ここで、応急措置は、一般的には発災直後の段階で対応が必要となるものであるが、業務の内容によっては、一定期間経過後も対象となる場合がある。

例えば、同項第3号の業務については、避難所を立ち上げ、水や食料を確保し、安定的に運営できるようになるまでが「応急措置」の対象となると考えられ、安定的に運営できるようになった以降の避難所運営に対する支援は、応急措置以外の災害応急対策と考えられる。

同項第5号の業務については、例えば、診療所の応急の復旧については、発災後一定期間経過した後も、応急措置の対象となり得る。

同項第6号の業務については、疫病が発生しないよう、消毒やし尿処理を行う防疫活動は応急措置の対象となるが、避難所を安定的に運営できるようになった以降の巡回健康相談は応急措置以外の災害応急対策と考えられる。疫病がまん延するような事態になった場合の防疫活動は発災後、一定期間経過した後であっても、応急措置の対象に含まれ得る。

(2) 都道府県知事等に対する応援の要求（法第68条関係）

法第68条についても応援対象業務を応急措置から災害応急対策に拡大するが、被災地域における防災上の責務を直接有しない地方公共団体が実施する法第67条及び法第74条の応援と異なり、法第68条の応援は都道府県が管轄する災害発生市町村を応援するものであり、当該災害発生市町村についても、当該地域に係る防災上の責務を有し、災害応急対策の実施責任を有する都道府県が実施することであることから、災害応急対策のための応援全般に応諾義務を課すこととしたものである。

(3) 都道府県知事による応援等の要求等（法第72条第2項関係）

法第72条第2項は、応急措置以外の災害応急対策について規定したものであり、応急措置と比べて緊急性が低いこと等から、「指示」ではなく、「要求」としたものである。

(4) 内閣総理大臣による応援の要求等（法第74条の2関係）

① 法第74条の2は、法第72条第1項の規定による指示又は同条第2項若しくは法第74条第1項の規定による要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときに、これらを補完するために災害発生都道府県知事が、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して当該災害発生都道府県知事や災害発生市町村長を応援する

ことを求めるよう求めることができることとしたものである。

- ② 法第74条の2第1項の「第72条第1項の規定による指示又は同条第2項若しくは前条第1項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるとき」とは、災害の規模等に照らし、指示又は要求を行おうにも適當な相手方が見つからない場合や、仮に指示又は要求を行つてもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによつては災害応急対策が円滑に実施されないと都道府県知事が判断する場合等が考えられる。
- ③ 法第74条の2第2項の「災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるとき」とは、法第53条の規定に基づく被害状況等の報告を踏まえ、大規模災害であつて災害発生都道府県及び災害発生都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したと内閣総理大臣が認める場合等が考えられる。
- ④ 法第74条の2第3項の「災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第1項の規定による要求を待ついとまがないと認められるとき」とは、災害の規模がきわめて甚大であり、災害発生都道府県以外の都道府県等による応援が必要と考えられ、かつ、通信途絶その他の理由により災害発生都道府県知事等との連絡が取れない場合等が考えられる。

(5) その他

改正法の規定による応援は、従来、他の法律に基づき又は応援協定等に基づき行われてきた地方公共団体間の応援を補完するものであり、それら従来から行われてきた応援を妨げるものではないので、念のため申し添える。

4. 広域一時滞在（法第86条の2から第86条の6まで関係）

(1) 広域一時滞在の規定を設けた趣旨

東日本大震災において、市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難がなされたことを踏まえ、一つの市町村の区域を越えて住民が避難する場合の市町村間等における協議の手続について規定を整備することとしたものである。同一都道府県内の場合（広域一時滞在）には、被災市町村長が他の市町村長と、都道府県の区域を越える場合（都道府県外広域一時滞在）には、都道府県知事が他の都道府県知事と協議を行うこととしている。

また、被災市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつ

たような事態に備え、都道府県知事による代行規定等を併せて設けた。

このほか、被災市町村長や被災都道府県知事が適当な協議の相手方を見つける場合等において、迅速かつ円滑な広域一時滞在の実施や避難後の生活に当たり支障が生じないよう、都道府県知事又は内閣総理大臣による助言規定を設けたものである。

(2) 「協議」について

広域一時滞在に際し、被災地方公共団体の被災状況、受入れが必要となる被災住民の数、協議先の地方公共団体の収容能力等に関して、様々な状況が想定される。

このため、被災者の受入れに当たっては、被災住民の受入れの可否に限らず、具体的な被災状況、受入れ被災住民数、受入れ施設等を含め、協議元の地方公共団体の長と協議先の地方公共団体の長との間で調整がなされた上で判断されることが望ましいことから、「協議」としたものである。

(3) 「正当な理由」の考え方

被災住民を受け入れない「正当な理由」については、例えば、受入れ先の地方公共団体も被災していること、あらかじめ指定した受入れ施設の収容可能人数を上回っていること、地域の実情により災害時要援護者等の特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整っていないこと等が挙げられる。

しかしながら、これらのような場合であってもなお、東日本大震災を超えるような災害が発生した場合など、災害の規模、被災状況、各市町村の受入れ状況等によっては、被災者の受入れを行わなければならないこともあります。そのため、「正当な理由」については、個別の災害における種々の状況を総合的に勘案して判断すべきものと考える。

(4) 自己の管理下にない施設を提供する際の留意事項

広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定することとされているが、自己の管理下にない施設を提供しようとする場合においては、あらかじめ又は現に災害が発生した際に、当該施設の管理者の同意を得ることが必要となることに留意しなければならない。

なお、業務効率化の観点からすれば、地域防災計画に基づき避難場所を指定する際等に広域一時滞在の用に供することについてもあらかじめ同意を得ておくことが望ましい。

(5) 通知が必要な者の考え方（法第86条の2第4項及び第6項等関係）

① 協議元市町村長からの通知が必要な者の考え方は、発災直後、現に被災住民を受け入れている公共施設その他の施設の管理者に加え、地域防災計画等に基づき被災住民の支援に携わっている機関（以下「支援機関」という。）が被災住民の広域的な移動がなされることを把握する必要があるこ

とや、支援機関が関わりを持つ被災住民に対し広域一時滞在が実施される旨を伝達してもらうことを期待する趣旨で、法第23条の2及び第42条を参考に被災住民の支援に関することが想定される機関を内閣府令で列記したものである。

しかしながら、そのすべての機関に通知を行わなければならないものではなく、市町村長の判断で実際に被災住民への支援に関する機関のみに通知を行えばよい。

また、内閣府令の「その他協議先市町村長が必要と認める者」は、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体以外の民間企業等で、地方公共団体との協定等により、実際に被災者支援に関わっており、市町村長が必要と認める者を想定している。

- ② 協議先市町村長からの通知が必要な者の考え方は上記①と同様であり、被災住民を受け入れるに当たって関係することとなることから、市町村長が必要と認める行政機関及び民間企業等に通知することを想定している。
- (6) 都道府県知事及び内閣総理大臣による助言（法第86条の6関係）

助言の内容としては、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等が考えられる。

5. 物資等の供給及び運送

- (1) 物資又は資材の供給の要請等（法第86条の7関係）

- ① 法第86条の7第1項の「必要な物資又は資材の供給について必要な措置」とは、具体的には、自らが保有する物資等を供給することのほか、物資等の購入のあっせんをしたり、流通在庫情報を提供したりすることによる支援も含まれる。
- ② 同項の規定は、市町村長は都道府県知事に対し、都道府県知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができるという要請又は要求の流れを法定化したものある。
- ③ 同条第2項は要請又は要求を待たないで物資等の供給について必要な措置を講ずる、いわゆるプッシュ型の物資等の供給に関する規定である。都道府県知事は、被災市町村からの要求を待っていては被災市町村における救難・救助等の応急措置に支障を来すおそれがあると認められる場合など、市町村の被災状況等に応じ適切にプッシュ型の物資等の供給の要否を判断する必要がある。

また、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、被災地方公共団体の状況を判断して、都道府県知事からの要請を待たないで必要な措置

を講ずることができるほか、都道府県知事が市町村長の要求に応えられないと認められる場合には、都道府県知事からの要請を待たないで市町村長に対して必要な措置を講ずることもあり得る。

- ④ ②の規定による要請又は要求は、法律に基づく要請又は要求としての一定の法律効果を伴うものであるが、これらの要請又は要求のみならず、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、例えば、市町村長が指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、直接、物資等の供給を依頼することも妨げるものではないので、念のため申し添える。

(2) 災害応急対策必要物資の運送（法第86条の9関係）

法第86条の9第2項における「正当な理由」とは、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合に限られるものであり、具体的には、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合や、要請を受けた運送事業者が別の都道府県知事から既に災害応急対策必要物資の運送を要請されている場合、安全でない状況にある場合等が考えられる。これらの場合に該当するか否かは、運送事業者の説明を考慮した上で、要請を行った側が客観的に判断するものである。

6. 新設される事務に関する費用負担

法第91条において「法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。」とされている。また、この原則を踏まえ、応援に要した費用については、法第92条の規定により、応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が負担しなければならないこととされている。

今般の改正法により新設される事務についても、以下の（1）～（3）のとおり、これらの費用負担の原則が適用されるものである。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用になり、同法に基づいて都道府県知事が救助を行う場合等法令に特別の定めがある場合等は同法の規定が適用される。

(1) 応援対象業務の拡充

拡大された応援対象業務（応急措置以外の災害応急対策）を実施するための応援に要した費用についても、応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、内閣総理大臣による応援の要求等に基づき行われた応援に要した費用についても、応援を受けた地方公共団体の負担とする。

ただし、市町村が応援を受けた場合であって災害救助法が適用される場合には、応援を受けた業務が同法第23条の救助の範囲に含まれる場合には、同法に基づき費用負担がなされることとなる。

(2) 広域一時滞在

被災地方公共団体が原則として費用を負担する。

ただし、広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在を実施する必要が生ずるのは大規模広域な災害の発生時であり、災害救助法が適用されることが想定される。

この場合において、被災住民への公共施設等の提供は、災害救助法第23条第1項第1号に規定する「収容施設の供与」に該当することから、都道府県の責任で救助及び当該救助に伴う費用負担がなされる。また、都道府県外広域一時滞在が実施される場合は、災害救助法第35条の規定又は関係通達により、被災した都道府県が費用を負担するものとなり、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償することとなる。

なお、法の手続によらない広域的な被災者の受入れについても、災害救助法の適用がなされる災害に関しては、同法に基づき費用負担がなされることとなる。

(3) 物資等の供給及び運送

物資等の供給については、災害応急対策の実施に必要な物資等の供給について必要な措置を講じられた側が、災害応急対策必要物資の運送については、災害応急対策必要物資の運送を要請又は指示した側が、それぞれ費用を負担する。

7. その他

(1) 災害の定義の見直し（法第2条第1号関係）

近年、竜巻による大きな被害が発生していることを受け、また、竜巻による災害の特殊性等にかんがみ、災害対策基本法の災害の定義において、異常な自然現象の例示として「竜巻」を追加することとしたものである。

(2) 施策における防災上の配慮等（法第8条第2項関係）

法第8条第2項において、国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために特に実施に努めなければならない事項として、同項第12号及び第13号に防災上の新たな課題が追加されたところであり、地域の実情に応じ、追加事項に係る施策の積極的な推進を図られたい。

① 同項12号関係

法第86条の2から第86条の6までの広域一時滞在の規定は、事前に準備された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合に備えて設けたものであり、既存の協定等がある場合には、当該協定等に基づいて、広域的な被災住民の受入れを行うことが可能である。なお、事前の備えが重要であり、あらかじめ管内の施設の受入れ能力を把握した上で協定等を締結しておくことが望ましい。

この考え方は、地方公共団体の相互応援についても同様である。

なお、法第67条から第74条の2までの応援は、「災害応急対策」に係る人的支援に関するものであるが、法第8条第2項第12号の「地方公共団体の相互応援」は、より幅広く捉えることが可能と考えられる。すなわち、各地方公共団体が、相互応援協定等により行う応援対象業務の範囲を「災害応急対策」のみならずその後の段階の「災害復旧」まで含めること、人的支援のみならず物的支援まで含めること等は、今回の法改正にかかわらず可能と考えられる。

また、相互応援協定については、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠隔地の地方公共団体との相互応援協定等の締結の推進に配慮されたい。

② 同項第13号関係

「過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援」とは、例えば、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努めること等が想定される。

(3) 円滑な相互応援の実施のための措置（法第40条等関係）

法第40条第3項又は法第42条第3項において、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画を定めるに当たっては、各防災機関が円滑に他の者を応援し、他の者から受援できるよう配慮することを規定したところである。ここで、他の者には、各防災機関のみならず、民間企業、ボランティア、NPO、NGO等を含むものである。この考え方は、法第49条の2においても同様である。

また、「配慮する」とは、例えば、以下のような取組が想定される。

- ① 災害応急対策の計画の中に、受援計画を定めること。
- ② 災害予防の計画の中に、複数の機関による共同訓練の計画を定めること。

(4) 防災教育の実施（法第47条の2等関係）

災害予防責任者が実施するよう努めなければならない防災教育とは、例えば、各防災機関の職員等を対象に、防災に関するテキストやマニュアルを配布したり、教育機関と連携して防災に関する研修を行ったりすることが想定される。

また、法第47条の2第2項において「教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる」と規定されたところである。ここで、関係者に協力を求めて防災教育を行うとは、例えば、以下のような取組が想定される。

- ① 各防災機関が、防災に詳しい学校や大学の教員を講師として招くこと。
- ② 各防災機関が、学校や大学の体育館等を利用して防災に関する講演会を

開催すること。

- ③ 地方公共団体の職員が自主防災組織の活動を理解するため、実地研修としてその活動に参加すること。

以上